



梶山 和也
市長



寺前 尊文
委員



大久保文雄
委員



幣原 みや
委員



長野 良三
委員



田中 えみこ
委員



前田 辰一
委員



松木 義昭
委員

総務常任委員会



青木 央
委員



徳田 直彦
委員



重村 啓二郎
委員



木野下 章
委員

民生文教常任委員会



小川 芳一
委員



都筑 省三
委員



山田 みち子
委員



山口 みさえ
委員



灘井 義弘
委員



来田 守
委員



畑中 俊彦
委員



田原 俊彦
委員



平野 貞雄
委員



山村 悦三
委員



中島 健一
委員



伊藤 とも子
委員

建設常任委員会

議長・副議長など選出
新しい議会体制整う



中島 健一
副議長



長野 良三
議長

第二回定例会初日の六月九日（金）に、議長、副議長をはじめ議会役員の改選を行いました。また、各常任委員会や議会運営委員会等の委員も選任し、議会の新しい体制が整いましたので、紹介します。

■議長 長野 良三
■副議長 中島 健一
■阪神水道企業団議会議員 小川 芳一
■監査委員（議会選出） 梶山 和也
■各常任委員会（左に掲載）

人事案件

六月九日（金）の本会議に、市長から人事案件の議案の提出があり、審議の結果、いずれも同意しましたので、紹介します。（敬称略）

■公平委員会委員（任期・四年）
▽山内 修身（やまうち おさみ） 神戸市灘区在住
■人権擁護委員（任期・三年）
▽宮井 壽美子（みやい すみこ） 業平町在住
▽渡邊 洋子（わたなべ ようこ） 緑町在住

■議会運営委員会
委員長 来田 守
副委員長 寺前 尊文
委員 幣原 みや
木野下 章
梶山 和也

付議事件の審議結果

※議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件名	結果
報2	芦屋市市税条例の一部改正	承認(6/28)
報3	保健センターの設置管理、休日応急診療所条例の一部改正	承認(6/28)
報4	芦屋市国民健康保険条例の一部改正	承認(6/28)
報5	芦屋市消防団員等の公務災害補償条例の一部改正	承認(6/28)
報6	18年度一般会計補正予算(第1号)	承認(6/28)
報7	18年度国民健康保険事業特別会計(第1号)	承認(6/28)
報8	18年度老人保健医療事業特別会計(第1号)	承認(6/28)
46	公平委員会委員の選任	同意(6/9)
47	人権擁護委員の推薦につき市議会の意見を求めること	同意(6/9)
48	人権擁護委員の推薦につき市議会の意見を求めること	同意(6/9)
49	芦屋市市税条例の一部改正	可決(6/28)
50	芦屋市立学校職員等退職手当の特別措置に関する条例制定	可決(6/28)
51	芦屋市立地区集会所の設置管理条例の一部改正	可決(6/28)
52	芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正	可決(6/28)
53	18年度一般会計補正予算(第2号)	可決(6/28)
54	住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法	可決(6/28)
55	芦屋市指定金融機関の指定	可決(6/9)
56	監査委員の選任	同意(6/9)
議提35	地方分権の推進に関する意見書	可決(6/28)
議提36	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	可決(6/28)
請願33	山芦屋町埋蔵文化財の保存に関する請願書	採択(6/28)
請願34	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書	採択(6/28)

陳情の委員会審査結果

陳情番号	件名	審査を行った委員会	結果
17	陳情書（文化遺産を現状保存の件）	民生文教常任委員会	不採択(6/13)

可決した意見書（要旨）

- 地方分権の推進に関する意見書
本市議会は、地方交付税等の改革が地方の自主性・主体性を高める改革となるよう、また、三位一体の改革について、平成19年度以降の第二期改革の道筋が明らかになるよう、以下の点の実現を強く求める。
- 記
- 1 国・地方の税配分の見直し
我が国の財政は、租税収入は、国：地方＝3：2となっているが、最終支出では、国：地方＝2：3となっており、税配分と最終支出の間に大きな乖離がある。国税と地方税の割合を＝1：1を目標に、税源の偏在に留意しながら税源移譲を行うこと。
 - 2 地方交付税の機能確保
(1) 国・地方を通じた財政再建には、地方交付税のみを一方的に削減するのではなく、厳しい現状に至った国の責任も踏まえ、赤字国債を財源とする国の事業の整理・合理化を徹底すること。
(2) 交付税算定基準の見直しは、過疎・離島地域の行政需要や災害の発生等人口・面積に左右されない需要を十分に踏まえること。
(3) 不交付団体比率を高めるには、地方公共団体が引き続き必要な行政サービスを実施できるように、地方税を充実すること。
(4) 国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
(5) 地方交付税の制度改革は、地方六団体が国に提出した意見に基づき、地方交付税を地方共有税へ転換し、その財源は国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れ、地方の財源不足は、法定率の引き上げなどにより対応すること。
 - 3 公営企業金融公庫の廃止に伴う措置
(1) 小規模な市町においても公共施設を円滑に整備できるように、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行

- 機能を引き続き確保すること。
(2) 現在の公庫の財政基盤(債券借換損失引当金等)については、新たな組織に確実に承継させること。
(3) 新たな法的枠組みを構築すること。
- 4 道路特定財源の地方配分の強化
地方の道路整備が遅れていること、道路特定財源の地方への配分が少ないことを踏まえ、地方への配分割合を高めること。
 - 5 直轄事業負担金の廃止
直轄事業負担金は廃止すること。特に維持管理に関する直轄事業負担金は直ちに廃止すること。
 - 6 国と地方の調整機関の設定
国と地方の代表者が協議を行うための場の設定を制度化すること。
- 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣、総務大臣、経済産業大臣

- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、教育の機会均等と義務教育水準の維持向上は国の責務である。義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹を成している。義務教育費について各関係機関で検討が行われているが、今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割りを定めて検討される必要がある。また、行き届いた教育を保障するための学級規模と教職員定数の改善、教育の機会均等と教育水準の確保は国の責務である。政府におかれては、今後も国の責任においても一定水準の教育が受けられるよう、また地方財政を圧迫させないためにも義務教育費国庫負担制度を堅持され、次期教職員定数改善計画を実施されるよう求めるものである。
- 提出先：内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣